



5

令和2年5月15日 発行

第74巻 第5号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人 井上文雄

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>

笠岡湾干拓地のポピー畠(笠岡市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

## 【会議・イベント等についてのお知らせ】

弘報3・4月号によりご案内しておりました下記の会議、講習及び大会については、今般の社会情勢により開催を差し控えさせていただきます。

- 各支部全体会議
- 安全管理講習会
- 岡山地方産業安全衛生大会

なお、定時総会につきましては、下記のとおり開催を予定しております。

**定時総会 5月25日(月) 16:00~**  
ホテルグランヴィア岡山

## 目次

May.  
2020

<b>行政の動き</b>	岡山労働局 人事異動	2
	労働保険料納付の猶予制度について	2
	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆さまへ	4
	岡山県働き方改革推進支援センターのご案内	5
	岡山労働局雇用環境・均等室の助成金	6
	セクシュアルハラスメント等に関する防止対策が強化されます!	7
	高年齢労働者の転倒災害(令和元年)	8
	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	9
	中小企業無災害記録証が授与されました!	12
	令和元年労働災害発生状況(確定)について	10
労働災害 - 統計 -	11	

協会より

# 着任にあたってのご挨拶

岡山労働局長  
内田 敏之

(厚生労働省大臣官房会計課監査指導室長)



この4月に労働局長として着任しました内田です。日頃より労働行政の推進に格別のご配慮を賜り感謝します。

令和2年に入ってから、労働行政の歴史上、最も厳しい戦いが続いています。新型コロナウイルス感染症との闘いです。この感染症の拡大防止につきましては、特に職場における事業者、労働者が一体となって職場内外での感染防止行動（いわゆる3密を避ける）の徹底について、正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策を取り組む必要があります。

そして、全国で広がっているこの感染症に関し、厚生労働省としては、幅広く対策を行っていますが、ここでは、雇用調整助成金について申し上げたいと思います。

雇用調整助成金とは、休業手当が支払われた場合にその経費の一定割合を助成するもので、景気がいい時期はほとんど出ないのですが、景気が悪くなると「兆」単位で出る景気停滞局面では非常に政策効果の高いものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により

事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、特に飲食店、観光業、宿泊業を中心に地域経済に大きな影響が出てきます。このため、6月末までを特例措置の期間とし、その間、助成率の引き上げや助成金を活用しやすくするための運用面での特例、申請書類の大幅な簡素化を図り、支給事務を迅速化します。

具体的には、休業の計画書の事後提出などで、これまで最低でも2か月かかっていた支給期間について、1か月に短縮するものです。岡山労働局としても資金繰りに苦しむ中小企業のために、支給期間の短縮を最重点課題として進めています。

最後になりますが、景気が更に悪化し、雇用維持ができなくなり、解雇が進む局面となることが考えられます。こうした局面が変更した際には、基準、安定、雇用均等の三行政が一体となって対策を打てる「労働局」がきちんと機能できるようになりますが、私の使命でありますので、皆様のご理解、ご指導を頂きながら、史上例のない新型ウイルスとの戦いに立ち向かいたいと思います。

**新型コロナウイルス感染症の影響により、  
労働保険料を納付することが困難となった場合に**

**猶予制度** があります。

## 通常の場合の納付の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ①猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ②猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

## 災害による納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ①猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ②財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

猶予の要件、期間、申請方法などは、下記にご相談ください。

## 岡山労働局 労働保険徴収室

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 ☎086-225-2012

詳しくは、岡山労働局ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

# 岡山労働局 幹部人事異動

よろしくお願ひいたします。 4月1日付 ( )は前官職



総務部長  
**新井 博之**

(厚生労働省大臣官房総務課長補佐)



労働基準部長  
**子安 成人**

(岐阜労働局労働基準部長)



総務部総務課長  
**小坂 幸司**

(厚生労働省労働基準局総務課予算係長)



総務部労働保険徴収室  
**三村 和弘**

(労働基準部労災補償課労災補償監察官)



雇用環境・均等室雇用環境・均等監理官  
**犬塚 浩司**

(労働基準部監督課上席監察監督官)



労働基準部監督課長  
**三宅 徹**

(総務部総務課総務企画官)



労働基準部健康安全課長  
**高松 達朗**

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課業務第一係長)



労働基準部賃金室長  
**大島 敏郎**

(岡山労働基準監督署副署長)



労働基準部労災補償課長  
**渡辺 聰**

(高知労働局総務部総務課長)



岡山労働基準監督署長  
**小川 充彦**

(労働基準部監督課長)



笠岡労働基準監督署長  
**岸本 英明**

(倉敷労働基準監督署副署長)





## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆さんへ

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける  
全ての働く方々が安心して働くことができるよう、幅広い支援を行っています

### 新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

- 傷病手当金**

健康保険の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

- 休業手当**

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

- 雇用調整助成金**

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

### 小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うために仕事を休むとき

- 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）**

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

- 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）**

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

### お金（生活費や事業資金）に困っているとき

- 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

（※）生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策の1つとして、公共料金の支払猶予や国税・社会保険料の納付猶予等の措置が講じられることとなりました。

- 無利子・無担保融資（事業資金）**

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、無担保・無利子で融資を行います。

### 労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

- 特別労働相談窓口等**

岡山労働局・労働基準監督署・ハローワークに「特別労働相談窓口」を設置しており、新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。

また、就職を控えた学生の方で、内定が取り消されそう、内定が取り消された時は、お近くのハローワークにご相談ください。

問い合わせ先・詳細は[こちら](#)  
(「[生活を支えるための支援のご案内](#)」を参照)



事業主の皆さま

## 「岡山県働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など働き方改革全般について、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談方法は、①センターへの来所②電話・メール③企業訪問④出張相談会があり、ご都合に合わせた相談方法が選べます。

まずは、センターにご連絡を！！

お問い合わせや  
ご相談は  
こちらまで

電 話: 0120-947-188

F A X: 086-206-2027

メール: hatarakikata@crest.ocn.ne.jp

住 所: 岡山市北区厚生町3-1-15

(受託先:岡山商工会議所)

【受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)】

▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。お気軽にご相談ください。

### 出張相談会はこちら

設置場所	開催日時	設置場所	開催日時
ハローワーク岡山	毎週火曜日13:00~17:00	児島商工会議所	第3火曜日10:00~15:00
ハローワーク倉敷中央	毎週木曜日13:00~17:00	笠岡商工会議所	第3木曜日13:00~17:00
岡山商工会議所 西大寺支所	第2・4火曜日13:00~17:00	井原商工会議所	第2木曜日13:00~17:00
倉敷商工会議所	月3回(不定期)13:00~17:00	備前商工会議所	毎月17日13:00~16:00
津山商工会議所	第2木曜日13:00~16:00	高梁商工会議所	第3木曜日13:00~16:00
玉島商工会議所	第3木曜日13:00~17:00	総社商工会議所	第3木曜日13:00~17:00
玉野商工会議所	第2月曜日13:00~17:00	新見商工会議所	第1火曜日13:00~16:00



厚生労働省

岡山労働局

## 岡山労働局雇用環境・均等室の助成金（2020年度）

○2020年度に雇用環境・均等室で担当している主な助成金は、次のとおりです。

### 仕事と育児の両立

#### ■両立支援等助成金 出生時両立支援コース

事業主が、①育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させた場合または②育児目的休暇制度を導入し男性労働者に利用させた場合にそれぞれ一定額を助成します。

#### ■両立支援等助成金 育児休業等支援コース

##### I 育休取得時・職場復帰時

中小企業事業主が、「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに基づき①対象労働者に3か月以上の育児休業を取得させた場合及び、②当該休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合にそれぞれ一定額を助成します。

##### II 代替要員確保時

中小企業事業主が、育児休業の取得者について代替要員を確保（育児休業期間中に3か月以上雇用）し、育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続勤務させた場合に一定額を助成します。

##### III 職場復帰後支援

中小企業事業主が、育児休業から復帰後の労働者の支援する取組として、法を上回る子の看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入し、一定以上利用させた場合にそれぞれ一定額を助成します。

#### ■両立支援等助成金 再雇用者評価待遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由とした退職者について、退職前の実績等を評価し待遇を決定する再雇用制度を導入後、制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用した場合に助成します。

### 仕事と介護の両立

#### ■両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

中小企業事業主が「介護支援プラン」を作成し、プランに基づき、①労働者の円滑な介護休業取得、職場復帰に取り組んだ場合または②介護のための柔軟な就労形態の制度を労働者が利用した場合にそれぞれ一定額を助成します。

### 女性の活躍を推進

#### ■両立支援等助成金 女性活躍加速化コース

中小企業事業主が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、女性活躍推進法に基づき、課題解決に相応しい「取組目標」及び「数値目標」を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表し、取組目標を実施したことにより数値目標を達成した場合に一定額を助成します。

### 最低賃金引上げ

#### ■業務改善助成金（上限450万円）

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に、改善の取組に要した費用の一定額を助成します。（申請期限：令和3年1月29日）

##### 【主な支給要件】

①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後3か月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金引上げを行うこと（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です）。

②生産性向上のための機器・設備の導入などを行うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外です）。

※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象になります。

### 働き方を変える

#### ■働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取組む中小企業事業主や傘下企業を支援する事業主団体に、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定率を助成します。

取組内容により、次の①～④の4つのコースがあります。

①労働時間短縮・年休促進コース（上限250万円）  
【長時間労働の見直し、年次有給休暇の促進】  
(申請期限：令和2年11月30日)

②勤務間インターバル導入コース（上限100万円）  
【休息時間の確保】  
(予定)

③団体推進コース（上限1,000万円）  
【事業主団体の人材確保に向けた取組等】  
(申請期限：令和2年11月30日)

※①～③の問い合わせ、申請先は岡山労働局雇用環境・均等室となります。（TEL：086-224-7639）

④テレワークコース（上限150万円）  
(申請期限：令和2年12月1日)

※問い合わせ、申請先はテレワーク相談センターとなります。（TEL：0120-91-6479）

○それぞれの助成金について詳細な要件がありますので、申請を予定されている場合は、事前に岡山労働局 雇用環境・均等室まで問い合わせください。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

TEL：086-224-7639 FAX：086-224-7693



# セクシュアルハラスメント等に関する防止対策が強化されます!

(施行日:令和2年6月1日)

令和2年1月15日に公布された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正されました。これにより、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、事業所規模に関わらず、以下のとおりハラスメントの防止対策が追加され、強化されます（③はセクシュアルハラスメントのみ）。

## ① 事業主及び労働者の責務の明記

### <事業主の責務>

職場におけるハラスメントを行ってはならないこと等に対する自社の労働者の関心と理解を深め、自社の労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮を行うこと、事業主自身が、ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと等が明記されました。

### <労働者の責務>

ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと、事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力することが明記されました。

（※）取引先等のほかの事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

## ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取り扱いをすることが、法律上禁止されます。

## ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。そのため、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることが雇用管理上の措置に含まれます。

## ④ 自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組

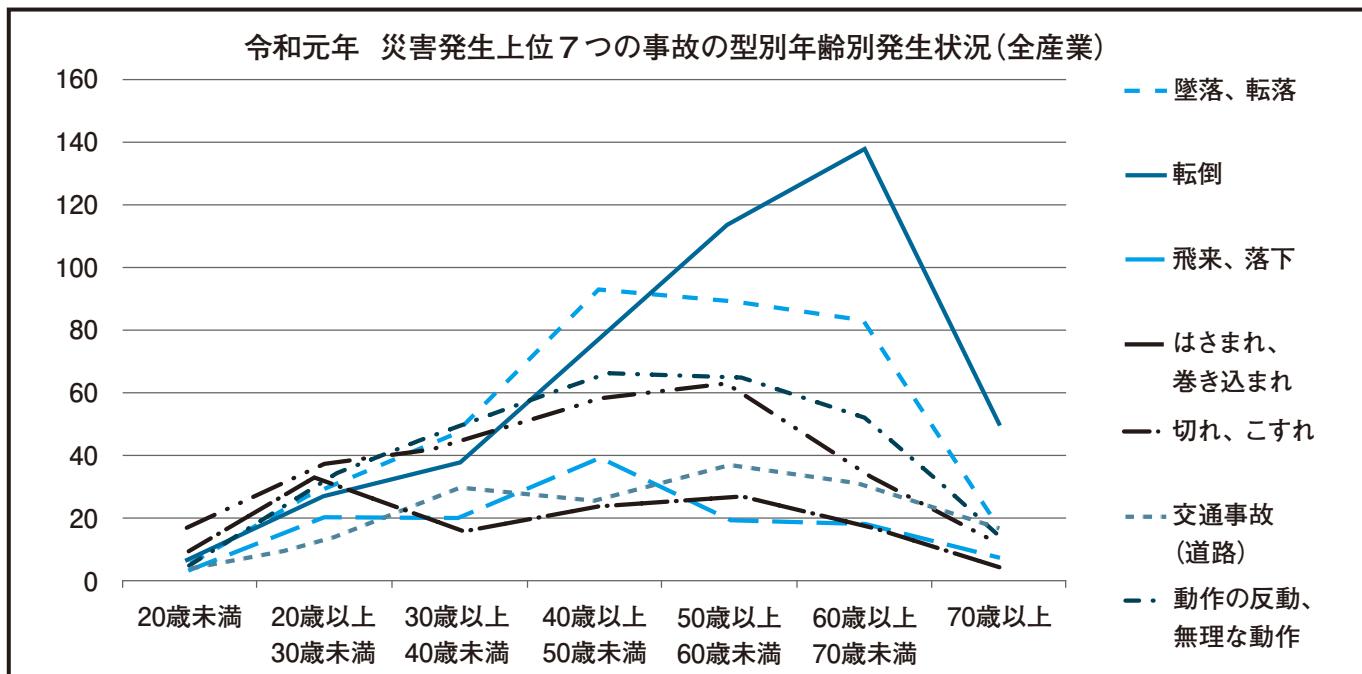
事業主・労働者の責務の趣旨を踏まえ、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化を行う際に、他社の労働者や就職活動中の学生、個人事業主等への言動も含め、また、これらの者からのハラスメントに類する相談については適切な対応を行うよう努めてください。特に就職活動中の学生に対するセクハラについてはOB・OG訪問等の場においても問題化しています。企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めてください。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関するお問い合わせ  
岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

## 高年齢労働者の転倒災害（令和元年）

高年齢労働者の災害防止については、今年度の重点対策として取り組むこととなっています。令和元年の労働災害について、年齢別の発生状況（下記グラフ）をみると、特に転倒災害について高年齢労働者の被災者が多いことがわかりました。

転倒災害でも、休業が1月以上となるものは、被災労働者の63.5%になりますが、60歳以上の被災労働者では73.4%と跳ね上ります。令和2年3月16日には、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定されております。皆様には、このガイドラインをご理解いただき、高年齢労働者の労働災害防止のため、実情に応じた多様な取組をお願いします。



## 講習会場の岡山県安全衛生会館に 災害対応型自動販売機を設置しました

万一の災害など緊急時における対策の一環として、ライフラインの一つである飲料水の確保を目的に、講習会場である岡山県安全衛生会館（1階玄関横）に災害対応型自動販売機を設置しました。

この災害対応型自動販売機は、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社様、サントリービバレッジソリューションズ株式会社様、株式会社伊藤園様の3社のご協力により設置しており、普段は通常の自動販売機ですが、災害時には販売機内の飲料水が無料で提供されます。

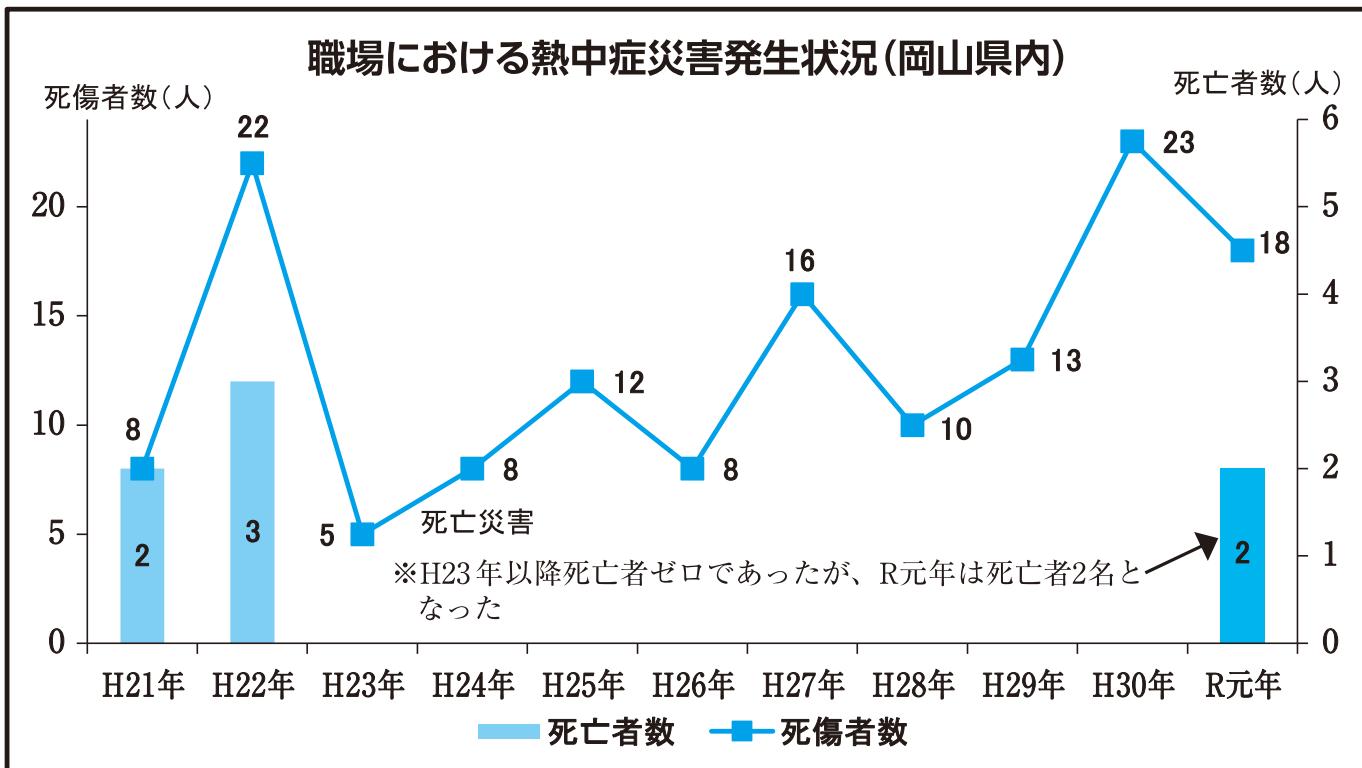


# ≪STOP! 热中症 クールワークキャンペーン≫

## —職場における熱中症予防対策について—

- 令和元年度の全国の職場における休業4日以上の死傷者数は790人(県内18人)、うち死者数は26人(県内2人)でした。
- 業種別には、全国では、製造業が建設業を上回った特徴がありました。
- 岡山県では、運輸交通業、商業がそれぞれ4人、製造業が3人、建設業が2人などという内訳でした。
- 平成23年以降発生していなかった死者が2名となり熱中症による重篤な災害増加が懸念されるところです。
- 熱中症による災害発生状況を見ると、WBGT値(暑さ指数)を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が散見され、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられます。
- 令和2年度も引き続き、STOP! 热中症 クールワークキャンペーン (実施期間：令和2年5月から9月) を実施します。

本キャンペーンは職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的としています。



## 令和元年労働災害発生状況(確定)について

岡山労働局

～死傷者数は前年より78人(3.5%)減少、死亡者数は前年と同じ15人に～

岡山労働局は、岡山県内における令和元年の労働災害の発生状況を取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。

### 1. 死亡災害発生状況

○ **死亡災害は 15 人**

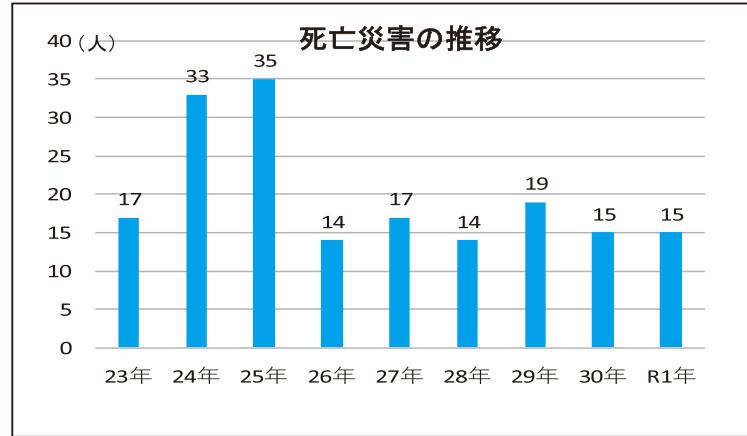
(前年と同数)

業種別の状況

- ① 製造業 2 人 (13.3%)
- ② 建設業 5 人 (33.3%)
- ③ 第三次産業(商業 2、清掃 1、その他 1) 4 人 (26.7%)
- ④ 運輸交通業 1 人 (6.7%)
- ⑤ 林業 1 人 (6.7%)
- ⑥ その他 2 人 (13.3%)

○ 事故の型別の状況

- ① 交通事故(業務上での運転、道路周辺でのもらい事故等) 6 人 (40%)
- ② 飛来・落下(動力機械からの部品の飛来、取扱物の落下) 2 人 (13.3%)
- ③ 挟まれ・巻き込まれ(荷役機械へ轢かれ、回転軸への巻き込まれ) 2 人 (13.3%)
- ④ 熱中症(高温環境下での作業等) 2 人 (13.3%)



### 2. 死傷災害発生状況(休業 4 日以上)

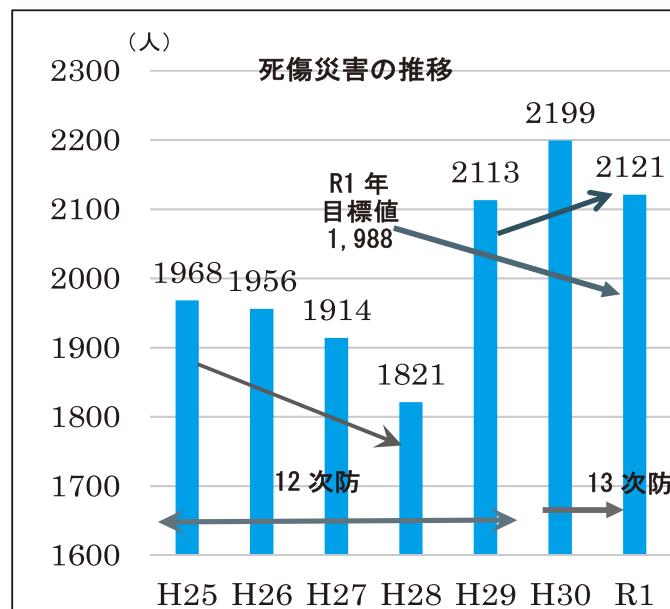
○ **死傷災害は 2,121 人**

(前年より 78 人減少)

○ 令和元年は前年から78人減少しましたが、29年に292人増加し2113人となって以降、3年連続で、2100人を上回っています。

○ 令和元年は、建設業・道路貨物運送業に対する岡山労働局長の安全パトロール、トラック運送業労災撲滅運動、高年齢労働者災害防止シンポジウム等の取組みを行いました。結果として前年からは減少したものの、目標値を大きく上回りました。

○ 特に食料品製造業、化学工業、窯業土石製品製造業、建設業、社会福祉施設では労働災害が増加しました。



### 3. 今後の労働災害防止について、事業場に応じた対策を講じて下さい。

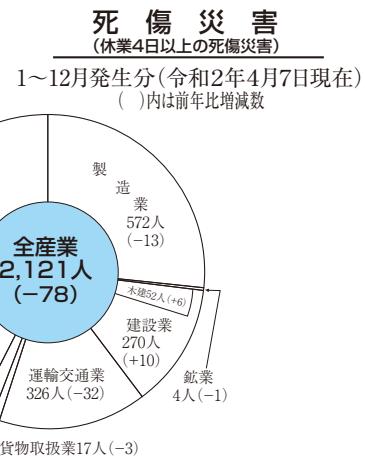
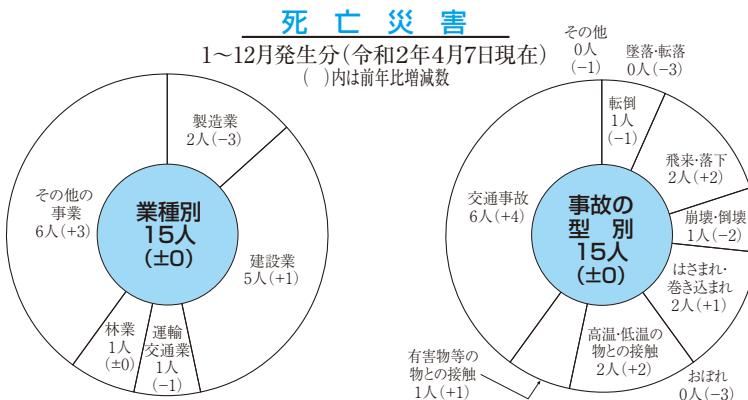
- ① 通路、階段、つまずきなど転倒災害: 4Sの徹底、作業方法の改善、危険箇所に表示を!
- ② 機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害: 不具合を認めた場合は機械を止め、対処する! また、ロールボックスパレットの使用方法を遵守して、手・足のはさまれ防止を徹底する!
- ③ 建築物等、トラック荷台等からの墜落転落防止: 足場の設置、開口部・作業床の端など墜落防止設備の設置、トラック荷台(昇降設備)、墜落制止用器具の使用を徹底する!
- ④ 高年齢労働者の安全と健康確保のガイドラインを踏まえた取り組みの実施を進める!

## 令和2年死亡災害発生状況

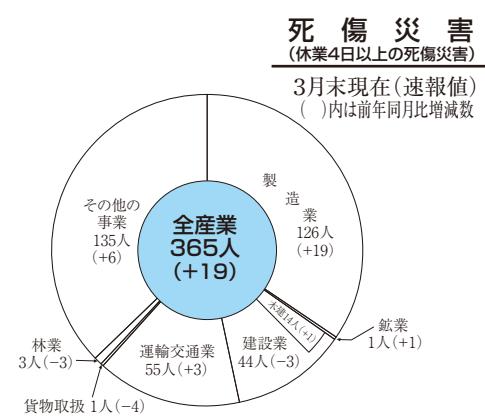
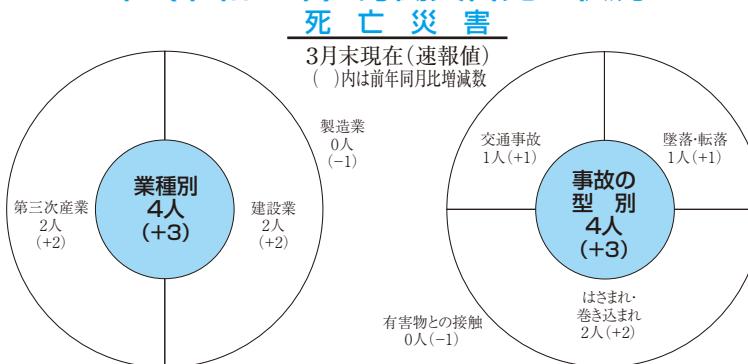
岡山労働局(令和2年3月末現在)

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
3	その他建築工事業	令和2年2月	15時台	墜落、転落	足場	工場敷地内の樹木を伐倒するため、足場(幅1.8m、高さ3.6m)を組み立て、第二層目(地面から高さ約2.3m)の作業床上で作業を行っている時、バランスを崩し作業床から約4.5m下の用水路へ墜落したと推定される。	
4	その他建築工事業	令和2年3月	8時台	はざまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者は、トロンメル(土砂が混ざった産業廃棄物を、土砂と土砂以外にふるい分ける機械)を運転させながらチェーン部分に給油していたところ、投入口の受け部分と、回転していた円筒部分の間に巻き込まれたもの。	

## 2019年労働災害発生状況(確定値)



## 2020年(令和2年)労働災害発生状況



 **Metaltech**  
株式会社 **メタルテック**  
岡山事業所  
〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910  
Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787

弁護士法人  
**太陽総合法律事務所**  
(岡山弁護士会所属)  
岡山県労働基準協会顧問弁護士  
弁護士 近藤 弦之介  
弁護士 藤原 健補  
弁護士 馬場 幸三  
弁護士 谷口 三子  
弁護士 山本 純愛  
弁護士 山下 純子  
弁護士 端美智子  
弁護士 川端 石青  
弁護士 田中 麻衣  
弁護士 田中 衣夢  
弁護士 岡島 義介  
弁護士 岡島 弘  
客員弁護士

〒700-0901  
岡山市北区本町6番36号  
第一セントラルビル2階  
TEL(086)224-8338(代)  
FAX(086)224-7555

 **NAKASHIMA**  
We Go Beyond

**ナカシマプロペラ** 株式会社  
本社 / T 0 9 - 0 6 2 5  
岡山市東区上道北方 6 8 8 - 1  
T E L ( 0 8 6 ) 2 7 9 - 5 1 1 1  
F A X ( 0 8 6 ) 2 7 9 - 3 1 0 7

**津山ガス株式会社**  
取締役社長 荘 田 善 嗣  
岡山県津市林田町92  
☎ (086) 22-7211

**三井造船特機エンジニアリング株式会社**  
**マリン・メンテ事業部**

取締役事業部長 三島 利文  
〒706-8651  
岡山県玉野市玉3丁目1番1号  
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

**武田育男税理士事務所**  
岡山市北区東島田町1丁目2-5  
Tel. (086) 231-1227



昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可  
令和二年五月十五日（毎月一回十五日発行）

# 中小企業無災害記録証が授与されました!!

**株式会社コンケン**(岡山市南区浦安本町133-2)

同社では、平成26年10月29日から無災害を継続し、令和元年11月29日に記録（**第二種・進歩賞・1,600日**）を見事達成し、本年1月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、2月1日付けでその交付が決定し、3月26日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、代表取締役 河上 一成 社長に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は土木建築業、次回の「第三種・銅賞・2,400日」も達成されますことを祈念いたします。



池田リーダー

河上社長

## ◆代表者からのメッセージ

このたびは中小企業無災害記録証（進歩賞）を授与いただき誠にありがとうございました。

前回いただいた努力賞に引き続き、進歩賞をいただけたことを大変嬉しく思います。

これも現場で働く社員一人一人が安全に対する高い意識を持ち、日々の業務に取り組んでいる成果のあらわれだと思います。また工事にたずさわる方たちに指摘、指導をして頂ける環境で仕事が行えるということも今回の受賞に大きく関わっているものだと思います。

今回の進歩賞に満足せず「今日一日を無災害に！」を継続させ次の銅賞をいただけるよう安全管理はもとより社員教育にも力をそいでいく所存です。

株式会社コンケン 代表取締役社長 河上一成

# 勞動安全衛生關係 免許試驗日程

2020年6月から8月までの間に当センターで実施する学科試験の日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

084-954-4661に照会して下さい。

## インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試験の種類		2020年		
★には、更に実技試験があります。		6月	7月	8月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士			2	
二級ボイラー技士		18	1	4
★特別ボイラー溶接士				31
★普通ボイラー溶接士				31
ボイラーコンストラクター	整備士	17		
★クレーン・デリック運転士	限定期定試験	24 3・24	17 3・17	26 26
★移動式クレーン運転士			9	27
★揚貨装置運転士				
発破技士				
ガス溶接作業主任者		9		
林業架線作業主任者		9		
第一種衛生管理者		2・23	7	25
第二種衛生管理者		2・23	7	25
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者			8	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士			16	

回 覧 氏名